

対日理解促進交流プログラム「JENESYS2024」(対象国:モンゴル)
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施(採点表)

別添 5

(企画書No.)

採点者: 課 氏名 ()

審査項目		詳細	評価点数(点数を○で囲む)					
事業の企画妥当性(配点52点)								
			とても優れている	概ね良好	問題なし	一部要修正	大幅修正	不可
1	(1) 全体日程案の妥当性	(招へい(オンラインによる事前学習及びオンラインの場合のプログラムを含む)) ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、日本の魅力を体験するための的確な視察・訪問先となっているか。 ・参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習や日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるような訪問先、プログラム内容となっているか。 ・視察・訪問先がテーマに即しており、関係者との意見交換・交流会の機会が十分に確保されているか。 ・滞在中又は帰国後、被招へい者による日本についての情報発信を行う機会が十分に確保されているか。 ・同じテーマのプログラムであっても、視察先等がマンネリ化しないバリエーション豊富な内容となるよう工夫がなされているか。	20	16	13	8	4	0
		(広報・フォローアップ) ・国内外での本事業のプレスリリースの確実な実施、また、本事業のメディア報道、参加者による対外発信の件数及び内容の収集を行える計画となっているか。 ・適切な参加者の名簿管理・情報更新、アンケート調査の実施、日本の情報の定期的な配信ができる体制となっているか。 ・参加者の帰国後の活動(アクション・プラン)のフォロー、同窓組織(アルムナイ)等の情報収集及び支援ができる体制となっているか。	18	14	11	7	4	0
	(2) 全事業計画の妥当性	・対外発信力のある将来有望なよりよい人材の募集をするために、十分な募集期間が設けられており、効果的な募集方法となっているか。 ・透明性・公平性をもって募集・選考・決定を行う方法が確保されているか。 ・事業計画は、令和6年度以内に無理のない実現可能で効率的な作業スケジュールが組まれているか。 ・全体計画は対日理解を促進し、国際社会における対日イメージの向上や日本への持続的な関心の増進に寄与するプログラム内容となっており、ひいては外交基盤の拡充に繋がるものとなっているか。 ・本事業の成果を定性的・定量的に測定・検証するための材料を収集し、外務省へ随時報告ができる計画となっているか。 ・プログラム毎の事業評価・報告は、適切なタイミングで外務省へ連絡される体制が確保されているか。	14	12	10	6	3	0
円滑な運営(配点43点)								
			とても優れている	概ね良好	問題なし	一部要修正	大幅修正	不可
2	(1) 組織の運営・実施体制	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、人員が他事業に携わり、連絡や本業務が滞らないために、事業の実施に必要な人員体制は確保されているか。 ・外務省、拠出先国際機関、参加者、関係者と速やか且つ円滑に、日本語及びモンゴル語等での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じえる場合には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。	16	13	10	6	3	0
	(2) 事業実施の適格性・柔軟性	・プログラムの成果を念頭に、幅広い対象者への対応(宿舍・食事内容の配慮等含む)、幅広いテーマへの的確で柔軟な対応を行い、総合的に業務を遂行することができるか。 ・専門性、現地言語(モンゴル語)を含めた事業の履行、資料作成の能力が十分であるか。 ・本事業を正確に理解し、説明書の記載内容と相違・不備のない企画書を提出しているか。 ・過去の類似事業実績を踏まえ、本事業に生かせるアイデア、及び想定しうる課題に柔軟に対応できるものであるか。	15	12	9	6	3	0
	(3) 危機管理能力	・新型コロナを含め不測の事態が発生した際、緊急連絡体制は確保されているか。 ・不測の事態が生じた際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対処を行う体制は確保されているか。 ・事前に、被害を最小限にするための取り組みがなされているか。	12	9	7	4	2	0
1、2 の 合計【 点】								
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点)								
	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。 【次のうち、最も高い配点の認定について加点する】 (複数認定を有していても重複の加点は行わない) ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし) (1段階目:2点、2段階目:3点、3段階目:4点、行動計画:1点) ・次世代法に基づく認定(トライくるみん:3点、くるみん(平成29年3月31日までの基準:2点、くるみん(平成29年4月1日以降の基準:3点、プラチナくるみん:5点) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール4点)						

☆各評価項目につき、該当する評価の点数に○をつけ、1、2の全項目の点数を合算した合計を記載すること。
☆評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を400点の60%である240点とする。
合計基準点に達し且つ、第1位の者と僅差(第1位の得点の5%以内)の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。
(審査員コメント/気づきの点)